

特別養護老人ホームけやき園 利用契約書

特別養護老人ホームを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人紫雲会が設置している特別養護老人ホームけやき園（以下、「施設」という。）は、要介護認定を受けた入居者（以下、「入居者」という。）に対し、介護保険法等の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる支援の提供を目的として、重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の10日前までに、入居者又は入居者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（施設サービス計画書の作成・変更）

施設は、入居者の心身の状況及びその意向を踏まえ、「施設サービス計画書」を作成し、これに従ってサービスを提供します。

2 施設は、入居者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の検討を行います。

3 施設は、施設サービス計画書の作成及び変更に当たっては、入居者及びその家族に対し、説明し、同意を得て計画書を交付します。

第4条（緊急時の対応）

施設は、現にサービスの提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合は、ご家族に連絡し必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

第5条（入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者が入所期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から3か月以内に退院することが見込まれるときは、入退院の手続その他必要な便宜を提供するとともに、やむを得ない事

情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入所できるように努めます。また、入院期間が3か月以上になることが見込まれる場合は、契約を解除することになります。

第6条（サービス提供の記録等）

施設は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供の記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、これをこの契約終了後、2年間保管します。

- 2 施設は、「サービス提供の記録」の書面を入居者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条（利用料及びその変更）

入居者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料を支払います。

- 2 入居者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。その際には、改定後の料金表を交付します。
- 3 施設は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、入居者またはご家族の同意を得ます。
- 4 施設が、前項の利用料の変更（増額又は減額）を行う場合には、入居者またはご家族に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第8条（利用料の支払い）

サービスが介護保険の適用を受ける場合には、「介護保険負担割合証」の記載内容に沿ってサービス費の1割、2割または3割をお支払いいただきます。また、「介護保険負担限度額認定証」の提示があった場合には同様、記載内容に沿ってサービス費をお支払いいただきます。

- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の1割、2割または3割の「利用料」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 施設は当月の利用料の請求に明細を付して、15日までに入居者またはご家族に請求し、入居者は、次の方法により支払います。

原則として、千葉興業銀行の入居者（ご本人）名義または、ご家族名義の普通口座から、自動引き落とし（①）と致します。ご利用翌月の20日が引き落とし日となります。①の方法によることができない場合には、当園口座へお振込み（②）、又は受付窓口へ現金支払い（③）の方法もございますので、申込手続きの際、お申し出ください。

引落としにかかる費用は入居者本人のご負担となり、請求額に加えて引き落としさせていただきます（1回100円）。また、残高不足による2回目以降の引落手数料も同様に、入居者本人にご負担いただきますのでご了承ください。

第9条（利用料の滞納）

入居者が、正当な理由なく、利用料全額あるいは利用料の一部を2か月滞納し、その滞納により施設が継続的なサービスの提供に支障を来すほど信頼関係が失われた場合においては、施設は1か月以上の期間を定めてその滞納金の支払いを催告し、入居者が期間満了までに滞納金を支払わないときは、文書によりこの契約を解除できます。

- 2 前項により、施設がこの契約を解除する場合には、施設は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保、あるいは入院手続に協力し、必要な調整を行うよう努めるものとします。
- 3 保証人は利用者が料金を滞納した場合、100万円を極度額として連帯して責任を負います。
- 4 滞納金が極度額以上になった場合は改めて保証書をご提出いただきます。

第10条（その他の利用料の滞納）

前条の場合を除き、理美容代、日用品費等、そのサービスの提供を停止しても入居者の日常生活に支障ないサービスの利用料の滞納があったときは、施設は、2か月以上の期間を定めてその支払いを催告し、入居者が期間満了までにその支払いをしないときは、その支払があるまで当該サービスの提供を停止することができます。

第11条（身体拘束の禁止）

施設は、原則として、サービス提供にあたり身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、施設は、直ちにその日時、態様、入居者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した従業員等及び当該行為を行った従業員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供の記録等の書面に記録します。

第12条（入居者からの解除）

入居者は施設に対して、契約満了希望日の7営業日前までに通知することにより、この契約を解除することができます。なおこの場合、施設は入居者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、入居者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解除することができます。

- 2 次の事項に該当した場合は、入居者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1)施設が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2)施設が、入居者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第13条（施設からの解除）

施設は、次の場合において、入居者に対し、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

- ① 入居者が、要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 入居者の著しい不信行為（無理難題・不当要求等）によりこの契約を継続することが困難となった場合
- ③ 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合

- 2 前項②③の場合においては、施設は、速やかにその判断を入居者に告げるものとし、入居者は異議を述べる機会を与えられるものとします。
- 3 第1項の場合、施設は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保について必要な調整を行うよう努めることとします。
- 4 入居者が要介護認定において要介護1または2と認定された場合、施設は本人、家族、市町村等の関係機関と協議し入所継続または退所の判断を行います。

第14条（事故時の対応等）

施設は、サービス提供に際して入居者のけが等の事故が発生した場合には、家族へ連絡するとともに医師(主治医)、その他関係機関へ連絡する等の適切な措置を迅速に行います。

第15条（秘密保持・個人情報の保護）

施設及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設は、以下の場合に限り入居者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス施設との間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
 - 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス施設との連絡調整のために必要な場合。
 - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、入居者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合。
 - 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
 - 五 施設内の広報物・掲示物又は家族会での説明等の場合。
- 3 入居者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第16条（損害賠償）

施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 入居者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 入居者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 入居者が、施設及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害

が発生した場合

第17条（苦情対応）

施設は、入居者又はその家族からの提供したサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 施設は、入居者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な取扱いもいたしません。

3 入居者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立て機関に苦情を申立てることができます。

第18条（代理人）

入居者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第19条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、入居者の住所地を管轄する裁判所を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第21条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

この契約の成立を証するため本書3通を作成し、保証人（1）または保証人（2）、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

入居者	住 所			
	氏 ^ふ リ ^り が ^が な ^な 名	印		
保証人(1)	住 所			
	T E L	()		
	氏 ^ふ リ ^り が ^が な ^な 名	印		
	勤 務 先		T E L	
保証人(2)	住 所			
	T E L	()		
	氏 ^ふ リ ^り が ^が な ^な 名	印		
	勤 務 先		T E L	
事業者	住 所	千葉県千葉市緑区鎌取町75番1		
	事 業 者 名	社会福祉法人 ^{しゅうんかい} 紫雲会		
	事 業 所 名	特別養護老人ホームけやき園		
	(事 業 所 番 号)	1 2 7 0 5 0 0 5 3 9		
	代 表 者	理事長 ^{なかたに} 中谷 ^{たつひろ} 達廣	印	